

- 給与上手くんα VERSION:14.001
- 給与上手くんαクラウド・給与上手くんαクラウド SE VERSION:14.001

**当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1 搭載機へのインストールは不可となっています。**

- ◆ 令和5年分 年末調整改正
  - 住宅借入金等特別控除の改正（令和4年度税制改正）
    - ・控除率が0.7%、控除期間が新築等は原則13年、中古住宅は10年となりました。
    - ・住宅の環境性能等の区分である「認」が「認定長期優良住宅」、「認定低炭素住宅」、「ZEH 水準省エネ住宅」及び「省エネ基準適合住宅」の4種類になりました。
    - ・合計所得金額要件が3,000万円から2,000万円以下に引き下げとなりました。
    - ・新築住宅の床面積要件について、令和5年以前に建築確認を受けたもの場合は、合計所得が1,000万円以下なら床面積40㎡以上に緩和されました。
  - 控除対象非居住者の判定（令和2年税制改正）
    - ・非居住者である扶養親族にかかる扶養控除の適用要件が設定されました。それに伴い源泉徴収票の記載方法が変更されています。
  - 退職手当等を有する配偶者・扶養親族（令和4年度税制改正）
    - ・市区町村用の源泉徴収票（給与支払報告書）の摘要・備考欄の記載方法が変更されています。
  - 各種様式の改正
    - ・令和 年分 給与所得の源泉徴収票
    - ・令和5年分 給与所得に対する源泉徴収簿
  - 令和6年分 月々の源泉徴収税額
    - ・「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「電算機計算の特例等」ともに税額は令和5年から変更ありません。
- ◆ 日本郵便（株）「郵便番号変更案内（令和5年10月更新分）」に対応しました。
- ◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与処理d b【給与計算】(VERSION: 14.001)の変更点”を参照してください。

※『令和5年分合計表・法定調書、給与支払報告書（総括表）』対応分 給与処理d bプログラムは12月上旬に提供予定です。

#### ご注意

当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと「マスターバージョンアップ」が行われます。バージョンアップ後のマスターは、従来バージョンのプログラム（VERSION：13.403以前）では処理が行えなくなりますのでご注意ください。

他のICSシステムとデータのやり取りを行われる場合は、バージョンアップが必要です。  
従来バージョンのプログラムから送信されたマスターを取り込むことはできませんのでご注意ください。  
給与処理d b画面右下のVERSIONが「14.001」になっていることをご確認ください。

# 給与処理 d b 【給与計算】（VERSION:14.001）の変更点

## 概要

### I. 年末調整に関する改正

#### 1) 住宅借入金等特別控除の改正（令和4年度税制改正）

- ・控除率が0.7%、控除期間が新築等は原則13年、中古住宅は10年となりました。
- ・住宅の環境性能等の区分である「認」が「認定長期優良住宅」、「認定低炭素住宅」、「ZEH水準省エネ住宅」及び「省エネ基準適合住宅」の4種類になりました。
- ・合計所得金額要件が3,000万円から2,000万円以下に引き下げとなりました。
- ・新築住宅の床面積要件について、令和5年以前に建築確認を受けたもの場合は、合計所得が1,000万円以下なら床面積40㎡以上に緩和されました。

#### 2) 控除対象非居住者の判定（令和2年税制改正）

- ・非居住者である扶養親族にかかる扶養控除の適用要件が設定されました。それに伴い源泉徴収票の記載方法が変更されています。

#### 3) 退職手当等を有する配偶者・扶養親族（令和4年度税制改正）

- ・市区町村用の源泉徴収票（給与支払報告書）の摘要・備考欄の記載方法が変更されています。

#### 4) 各種様式の改正

##### ①令和 年分 給与所得の源泉徴収票

- ・様式の変更はありませんが、改正を受けて記載方法が変更されました。（住宅借入金等特別控除、非居住者である扶養親族等、退職手当等を有する配偶者・扶養親族等）

##### ②令和5年分 給与所得に対する源泉徴収簿

- ・扶養控除等の申告・各種控除額欄が変更されました。

#### 5) 令和6年分 月々の源泉徴収税額

- ①「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「電算機計算の特例等」とともに税額は令和5年から変更ありません。

2) 3) について、扶養情報の入力欄は令和4年分年末調整改正対応プログラムで対応済みです。

社員登録→扶養情報①

控除区分	障害者区分	所得見積額
非居住者要件	30歳未満、70歳以上 38万円以上の支払	「留学」 「障害者」

非居住者要件  
前年非居住者

令和4年で非居住者、翌年更新で要件に該当せず対象外となった扶養親族は、橙色の背景となっていますので、非居住者要件をご確認ください。

社員登録→扶養情報②

氏名・カナ(姓/名)	続柄	生年月日	所得見積額	退職所得控除等の所得見積額	障害者区分
日本 一郎	妻	平成15年05月05日	2,000,000	200,000	
日本 次郎	次男	平成17年07月07日			

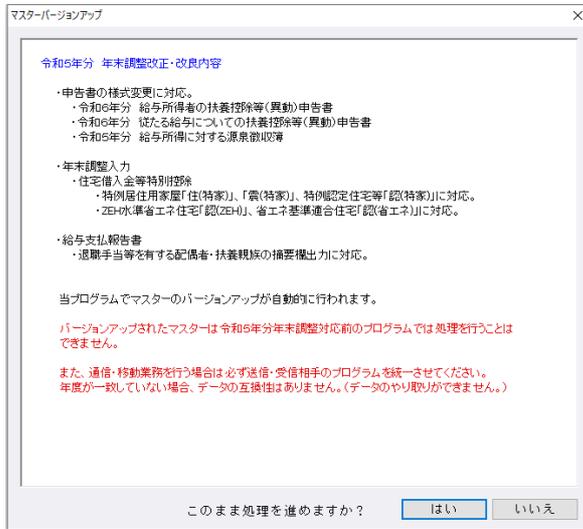
退職手当等を有する配偶者・扶養親族の退職手当等を除いた所得見積額を入力すると扶養控除申告書や源泉徴収票に出力されます。

### II. 改正対応以外の主な改良

- ・出力処理における絞り込み機能を充実させました。

## 改正対応

- 入力画面等を開くと、改正内容等の情報を表示します。  
変更内容を確認の上、“はい”で処理を進めてください。



既存マスターの場合、バージョンアップが行われます。

## I. 年末調整／年末調整（Pro IIのみ）

### 1) 年末調整 – 年末調整データ入力

（給与上手くん a は給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です）

#### ① 控除入力タブ

- 「住宅控除」欄を以下のように変更しました。（令和5年マスター以降）

A. 「契約区分」欄を新設しました。（選択肢→新築等・中古）



「契約区分」欄は、令和4年中居住開始の場合に、控除期間と控除限度額の判定に使用します。令和3年以前居住開始の場合は影響ありません。

（令和4年分以前に入力済みのデータは、翌年更新後、自動で新築等が選択されています。）

#### 《入力時の注意》

令和4年居住開始から、**契約区分（新築等 or 中古）**で控除限度額と控除期間が変わります。

（例えば認定住宅であれば、控除限度額→新規は35万円、中古は21万円、

控除期間→新規は13年間、中古は10年間 など）

お間違いのないよう住宅借入金等特別控除証明書等を確認しながらご入力ください。

B. 区分に「認（ZEH）」「認（省エネ）」を追加しました。

また、「住（H20 特例）」は期間が終了したため選択肢から削除しました。

（選択肢→住・増・震・認（ZEH）・認（省エネ））





## ② 「(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族」欄

非居住者は、その区分によって下記の該当の数字を記載します。

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	空欄※
非居住者（30歳未満または70歳以上）	01
非居住者（30歳～70歳、留学生）	02
非居住者（30歳～70歳、障害者）	03
非居住者（30歳～70歳、38万円以上送金）	04

例) 31歳次男が留学のため非居住者である扶養親族に該当するケース

扶養2	山田 次郎	1111-5555-5552	子	平成04年04月04日	2520 Massachusetts Avenue NW, Washingt...	非居住者条件	<input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満、70歳以上	<input checked="" type="checkbox"/> 留学
	山田 次郎					<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	<input type="checkbox"/> 障害者	
	生計を一にする事実							

留学の区分「02」を出力します。

なお、配偶者や16歳未満が非居住者の場合は従来同様「0」です。

(源・特)控除対象配偶者	(フリガナ) ヤマダ ハコ	区分	0	国民年金保険料 基礎控除の額	旧長期損害保険料 調整控除額	
	氏名 山田 花代	個人番号 1111-2222-2221	配偶者の合計所得			0
1	(フリガナ) ヤマダ ジロウ	区分	02	(フリガナ) ヤマダ シタロウ	区分	0
	氏名 山田 次郎	個人番号	1			氏名 山田 季太郎

## ③ 「(摘要)」欄、「(備考)」欄

- 「5人目以降の扶養親族が非居住者」である場合は、摘要欄に「氏名(区分)」と出力します。また、マイナンバーについては昨年までと同様備考欄に紐づけ可能な形で出力します。

例) 5人目以降の扶養親族→山田 父男 73歳 アメリカ在住

扶養5	山田 父男	父	昭和25年05月05日	2520 Massachusetts Avenue NW, Washingt...	同居老親等	200,000	
	山田 父男				非居住者条件	<input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満、70歳以上	<input checked="" type="checkbox"/> 留学
	山田 父男				<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	<input type="checkbox"/> 障害者	

<摘要>

(1)山田父男(01)

(1)

(1)の方のマイナンバー

(1)この方の固有の番号 氏名 (01)…30歳未満または70歳以上の非居住者

- ※ 「5人目以降の16歳未満の扶養親族」について、退職手当等を有する親族に該当しない場合は従前と同様に(非居住者)、退職手当等を有する親族に該当する場合は(番号)を出力します。

- 「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」がいる場合は、摘要欄に下記の方法で出力します。  
また、マイナンバーについては「5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号」欄に(退)をつけ、  
紐づけ可能な形で出力します。（市区町村提出用のみに必要な情報のため、税務署提出用や受給者交  
付用には出力されません。）

「社員登録－扶養情報②タブ－住民税に関する事項－退職所得を除いた所得見積額」に金額が入力された配偶者、扶養親族を出力します。

住民税に関する事項						
氏名・カナ(姓/名)	続柄	生年月日	所得見積額	退職所得を除いた所得見積額	障害者区分	
山田 一郎			3,100,000	100,000	特例	

(2)の方のマイナンバー

<摘要>

(1)山田父男(01) (2)(退)山田一郎 扶養 2520 Massachusetts Avenue NW, Washington D.C. 特障 300,000

- (2)この方の固有の番号、  
(退)…退職手当等を有する配偶者・扶養親族、  
氏名  
配偶または扶養、  
生年月日、  
住所…文字数が多く、後ろに続く障害、非居住、見積額などの情報が出力できない場合は、  
住所の出力文字数を調整して「障害、非居住、見積額などの情報」を優先的に出力  
障害または特障（非障害者は記載しない）※  
(非居住者)または(番号)…配偶者のときは(非居住者)で扶養親族のときは該当する(番号)、  
見積額…退職所得を除いた所得見積額※、  
寡婦またはひとり親（チェックがある場合のみ※
- ※は、扶養情報②の住民税に関する事項での入力内容

※5 人目以降の扶養親族に該当し、かつ、退職手当等を有する扶養親族に該当する場合は、2 つに分けずに 1 つにまとめて出力します。

### 3) ユーザー項目

#### ①ユーザー項目登録

- ・年調関係に「契約区分 1」「契約区分 2」を追加しました。

項目戻し(F11)	年調関係	項目送り(F12)
● 9104 : 内国民年金保険料		
● 9105 : 小規模共済等掛金		
● 9106 : 旧一般生命保険料		
● 9107 : 旧個人年金保険料		
● 9108 : 地震保険料		
● 9109 : 旧長期損害保険料		
● 9110 : 配偶者所得見積額		
● 9111 : 配偶者その他所得		
● 9112 : 住宅借入金等控除		
● 9113 : 居住開始年月日 1		
● 9114 : 適用区分 1		
● 9115 : 年末残高 1		
● 9116 : 居住開始年月日 2		
● 9117 : 適用区分 2		
● 9118 : 年末残高 2		
● 9119 : 新一般生命保険料		
● 9120 : 新個人年金保険料		
● 9121 : 介護医療保険料		
● 9122 : 契約区分 1		
● 9123 : 契約区分 2		

#### ②ユーザー項目入力

- ・適用区分 1、2 に「認（ZEH）、認（省エネ）、住（特家）、震（特家）、認（特家）、認（ZEH）（特家）、認（省エネ）（特家）」の 7 項目を追加しました。
- ・契約区分 1、2 に「新築等」「中古」を追加しました。

力	項目一覧入力	業
個人コード	1 -00003	認(25)
社員氏名	八月野結 二郎	認(専エネ)
所属部署	総務	認(特)
所属(73)	ベージュ	認(特)
預り名称		認(特)
住宅借入金等特別		認(特)
居住開始年月日①		認(特)
区分①		認(特)
年末残高①		認(特)
居住開始年月日②		認(特)
運用区分②		認(特)
年末残高②		認(特)
契約区分①		認(特)
契約区分②		認(特)
10		認(25)(特)
11		認(専エネ)(特)

8	年末残高②	新築等
9	契約区分①	新築等
10	契約区分②	中古
11		

## II. 表形式／表形式（Pro IIのみ）

### 1) 給与マスター表形式処理

改正に伴い、下記の項目において追加・変更等を行いました。

ファイル項目設定

- 住宅借入金等特別控除の契約区分の“新築等”と“中古”の対応を行いました。  
年末調整項目内の【区分①】【区分②】の項目での対応です。中古住宅の場合は、“（中古）住”としました。新築住宅（一般の住宅控除の場合控除限度額 21 万）用の区分は新設していないため、【区分①】【区分②】欄は年末調整表入力の“区分”欄を出力します。特別取得区分①②は空白にしてください。
- 住宅借入金等特別控除の“認定住宅等の ZEH 水準省エネ住宅に該当するとき”と“認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき”の対応を行いました。  
年末調整項目内の【区分①】【区分②】の項目を“住（認）ZEH”“住（認）省エネ”にしました。
- 住宅借入金等特別控除の“特例居住用家屋”と“特例認定住宅等”の対応を行いました。  
年末調整項目内の【特定取得区分①】【特定取得区分②】の項目を“特家”にしました。

氏名(姓)	住宅借入金等特別控除額	居住年月日①	区分①	特定取得区分①	年末残高①
特特	400000	令04/01/01	住	特特	50000000
新築	210000	令04/01/01	住		50000000
中古	140000	令04/01/01	(中古)住		50000000
特家	210000	令04/11/01	住	特家	50000000
認定ZEH	315000	令04/01/01	住(認)ZEH		50000000
認定ZEH中古	210000	令04/01/01	(中古)住(認)ZEH		50000000
認定省エネ	280000	令04/01/01	住(認)省エネ		50000000
認定省エネ中古	210000	令04/01/01	(中古)住(認)省エネ		50000000

非居住者区分の対応

- 出力専用項目（タイプ 1～5）の抽出項目設定の「控除対象扶養親族 1 区分～控除対象扶養親族 4 区分」に源泉徴収票の手引きに合わせた区分を出力するよう対応しました。  
※4 年プログラムでは○を出力していました。  
※扶養親族非居住者区分は 4 年プログラムで対応済みです。

氏名(姓)	氏名(名)	配偶者氏名(姓)	配偶者非居住者区分	扶養親族 1 非居住者区分	控除対象扶養親族 1 区分	16歳未満の扶養親族 1 区分
居住者						
配偶者非居住者		配偶者非居住者	非居住者			
30歳未満70歳以上				非居住者 年齢	1	
30歳以上70歳未満	留学生			非居住者 留学	2	
30歳以上70歳未満	障害者			非居住者 障害	3	
30歳以上70歳未満	送金			非居住者 送金	4	
年少非居住者				非居住者 年齢		○

# 改良

## I. 給与・賞与

### 1) 出力処理全般

#### ①各帳票出力画面に絞込ボタンの追加

- ・給与処理 db 業務の出力帳票に絞込ボタンを追加しました。

絞込（並び順）できる項目は給与・賞与入力等の業務のものと同じです。

帳票により、出力オプションに設定済みの項目や、使用できない項目は選択不可か、項目をカットしています。絞込の設定の保持は帳票単位で行い、入力業務や他の帳票と連動しません。

※所得税徴収高計算書（納付書）は、絞込ボタンはありません。



#### 《選択制限一例》

- 給与明細書 : 出力オプションに「既退職者を出力」があるため、絞込条件の在職区分では「既退職者」は選択不可。
- 月別給与一覧表 : オプションに「社員コード順出力」があるため、絞込条件の並び順では「社員コード順」をカット。
- 支給・控除一覧表 : 部署別社員データを選択している場合、絞込条件は「部署コード」のみ選択可能。

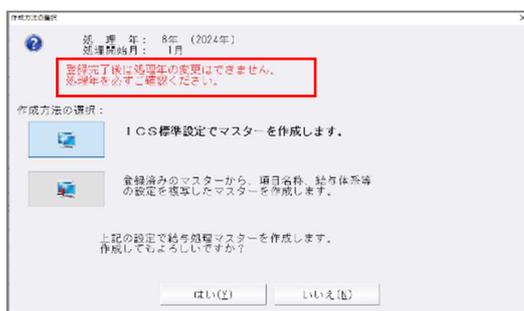
## その他 改良&修正

## I. 給与・賞与

### 1) 新規会社登録・修正・削除

#### ①メッセージの改良

- ・マスタ処理区分が給与処理のマスタで新規作成時、登録ボタン押下後に出る「作成方法の選択」画面に処理年について注意メッセージを追加しました。年調のみマスターは表示しません。



## ②「保険/基・配・所申告書」項目の削除

- ・システム設定タブの「保険/基・配・所申告書」項目を削除し、必ず作成するようにしました。マスターバージョンアップ後はマスターのロックに関わらず、会社登録画面から「保険/基・配・所申告書」項目を削除します。年末調整データ入力の控除入力タブで入力済だった保険料の金額は、保険料控除入力タブに移行します。また、「所得金額調整控除申告書の提出なし」にチェックを付与し、控除額の変更がないようにします。

		入力額	
非課税修正分 / 給与・賞与等合計			
所得金額調整控除額 / 給与所得控除後の給与等の額			
社会保険料	内小規模掛金 / 給与等からの控除分		100,000
	申告による控除分		90,000
	内国民年金保険料等		80,000
	申告による小規模共済等掛金		70,000
生命保険料	一般生命保険料(日/新)	60,000	50,000
	介護医療保険料		40,000
	個人年金保険料(日/新)	30,000	20,000
地震保険料	地震保険料		10,000
	旧長期損害保険料		1,000



マスターバージョンアップ

生命保険料控除		地震保険料控除 / 社会保険料控除 / 共済等掛金控除		生命保険料控除			
保険会社等の名称	種類	期間	契約者の氏名	受取人の氏名	続柄	区分	支払額(a)
						B	60,000
						R	50,000
新保険料の合計額(A)		50,000	新保険料控除額①	32,500	計(D+E+F)		40,000
旧保険料の合計額(B)		60,000	旧保険料控除額②	40,000	控除額③		40,000
(a)の金額の合計額(C)		40,000			控除額④		30,000
		支払開始年月日				R	30,000
		支払開始年月日				R	20,000
		支払開始年月日					

生命保険料控除		地震保険料控除 / 社会保険料控除 / 共済等掛金控除		地震保険料控除			
保険会社等の名称	種類	期間	契約者の氏名	保険対象住宅居住者	続柄	区分	支払額(A)
						地震	10,000
						旧長期	1,000
(A)のうち地震保険合計(B)			10,000	(A)のうち旧長期損害保険合計(C)			1,000
控除額	(B)の金額		10,000	(C)の金額			1,000
						計(左のB+C)	11,000

社会保険料控除		小規模企業共済等掛金控除					
種類	区分	保険料支払先名称	保険料負担者氏名	続柄	保険料金額	種類	掛金金額
	国民年金				80,000	独立行政法人	70,000
	その他				10,000	企業型年金	
						個人型年金	
						心身障害共済	
合計(控除額)					80,000	合計(控除額)	70,000

◆所得金額調整控除申告書◆

所得金額調整控除申告書の提出なし

## ③社員登録

### ・扶養情報②

住民税に関する事項の退職所得を除いた所得見積額欄で、“0”を入力できるようにし、“0”と“空白”を区別できるよう対応しました。

## 2) 給与・賞与

### ①月変対象者の注意メッセージの修正

- ・連続月の月変で上限下限に該当していて算定入力を開く前の状態であれば、月変対象外であるのに誤って「月変」と判定するケースがあったので修正しました。

例) 前月の初回月変で1等級、当月の2回目月変で2等級に変更される場合かつ前月月変時の平均報酬月額が53,000以上であるときで、算定入力を開く前の状態のときに給与賞与入力を処理終了すると「月変対象者がいる可能性があります。」と誤ってメッセージ表示していました。

### 3) 退職金明細書

- ①納付書集計用の処理月が 12 月、支給日が空欄の場合に、出力すると処理年に「-1 年」と出力されていたのを空白にするよう修正しました。

### 4) 給与仕訳作成

- ①単独年調・一括支給の設定のマスターで 12 月給与（年調）の支給日が不正な値で作成されていたのを修正しました。

### 5) 出力処理

- ①退職者用源泉徴収票（受給者交付用）
- ・ [F6 出力設定]-金額ゼロ-「配偶者の合計所得」を常に選択できるように改良しました。
  - ・ 途中入社、退職者ではない場合「中途就・退職」に年分を出力しないように改良しました。
- ②所得税徴収高計算書（納付書）の集計
- ・ 「一般・短期」「一般・特定役員」等、退職所得の種類が複数ある場合に金額が正しく集計されない不具合を修正しました。

## II. 年調調整（Pro IIのみ）

### 1) 年調データ入力

**（給与上手くん α は給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です）**

- ①単独年調マスターで累積入力タブを開いたとき、期中退職者（年調する）の最終給与の所得税が集計されない不具合を修正しました。**※注**
- ②単独年調単独支給のマスターで年調時に累積入力タブを開いたとき、最終 12 月退職（年調する）の社員の最終給与の所得税が集計されない不具合を修正しました。**※注**

#### ※注

現象が既に発生している過年度マスターについてロックを解除すると再計算を行い、集計できていなかった金額が加算されるため、出力等の状況によってロックを解除する場合はご注意ください。よろしくお願いいたします。

#### 例)

- ①4 年過年度マスターの 11 月給与で期中退職をし、月移動で 11 月処理をロック解除（一括 or 該当者）すると再計算されるため、累積入力タブを選択すると金額が変わります。
- ②4 年過年度マスターのロックを解除（一括 or 該当者）すると再計算されるため、金額が変わります。
- ③年末調整データ入力画面のメニューバー「年調帳票（Y）」で、「扶養控除等（異動）申告書の割り当てを（H）から（F）に変更しました。
- ④期中退職（年調しない）者は社会保険料や小規模企業共済等掛金控除の申告による控除分は含めないよう対応しました。[Ins 源泉徴収票]や源泉徴収票出力時、「年調未済該当者の控除額を表示する」がオンの場合は出力します。
- ⑤「基礎控除申告書の提出なし」の場合に、本人区分の控除額が計算されない不具合を修正しました。
- ⑥住宅借入金等特別控除の所得判定  
令和 5 年以降のマスターで「年調を行う」設定の社員について、住宅借入金の控除を受ける場合、本人の所得の要件を含めて判定を行うように改良しました。「年調をしない」設定の場合は対応していません。
- 例) R4.1.1 居住開始の新築の住宅で、給与所得が 1,000 万、給与所得以外の所得の合計額が 1,100 万の場合、合計所得が 2,000 万を超えるため住宅控除の計算を行いません。

# 令和5年分 年末調整に関する改正事項

## I. 令和5年税制改正

### 1) 年末調整関係書類

#### ① 年末調整関係書類一覧

大きなレイアウト変更などはありません。

帳票名称	令和5年分変更点
令和 年分 給与所得の源泉徴収票	・ 帳票に変更なし（記載方法に変更有）
令和5年分 給与所得に対する源泉徴収簿	・ 表面の右上部が「扶養控除等の申告・各種控除額」に変更 ・ 裏面の下部に【源泉徴収税額表】【年末調整がよくわかるページ】のリンクが追加

(注)年度や生年月日に関連する変更点は割愛。

参考 URL :

[各種申告書・記載例（扶養控除等申告書など） | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

[F 法定調書関係 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

[令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

#### ② 変更のあった帳票の詳細

- 給与所得の源泉徴収票（帳票に変更はありませんが、記載方法に変更がありました。）

#### ・ 住宅借入金等特別控除額の記載方法

区分	記載方法
一般の住宅借入金等特別控除（増改築含む）	住
一般（増改築含む）で住宅が特例居住用家屋に該当	住（特家）
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除	認
認定住宅で住宅が特例居住用家屋に該当	認（特家）
特定増改築等住宅借入金等特別控除	増
震災再取得等を適用した場合	震
震災再取得等を適用した場合で住宅が特例居住用家屋に該当	震（特家）

上記の区分のほか、  
 特定取得→（特）  
 特別特定取得、特例取得、特別特例取得→（特特）  
 特例特別特例取得→（特特特）  
 を併記します。

#### ・ 控除対象扶養親族の区分の記載方法

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	空欄※
非居住者（30歳未満または70歳以上）	01
非居住者（30歳～70歳、留学生）	02
非居住者（30歳～70歳、障害者）	03
非居住者（30歳～70歳、38万円以上送金）	04

※e-Tax等で提出の際は00

なお、控除対象配偶者は令和4年分までと同様に「○」を記載します。

#### ・ (摘要) 欄の記載方法

市区町村に提出する際は、退職手当等の支払を受ける配偶者・扶養親族の氏名が必要です

#### ・ (備考) 欄の記載方法

市区町村に提出する際は、退職手当等の支払を受ける配偶者・扶養親族のマイナンバーが必要です。

- 令和5年分 給与所得に対する源泉徴収簿
  - ・表面の右上部が「扶養控除等の申告・各種控除額」に変更  
これまで障害者等にまとめられていた障害者、寡婦ひとり親、勤労学生が分割されました。  
また、控除額を個別に計算、確認できるようになりました。  
《令和4年分》

扶養控除等の申告	申告の有無	源泉控除対象配偶者		一般の扶養対象親族		特定扶養親族		老人扶養親族		障害者等		従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
		当初	有・無	当初	有・無	当初	有・無	当初	有・無	当初	有・無		
		月日	人	月日	人	月日	人	月日	人	月日	人	人	有・無
		月日	人	月日	人	月日	人	月日	人	月日	人	人	有・無

《令和5年分》

扶養控除等の申告・各種控除額	申告の有無	区分 申告月日	源泉控除対象配偶者		一般の扶養対象親族		特定扶養親族		老人扶養親族		障害者等		寡婦ひとり親	勤労学生	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
			当初	有・無	当初	有・無	当初	有・無	当初	有・無	当初	有・無				
		当初	有・無	人	人	人	人	人	人	人	人	人	寡婦・ひとり親	有・無	人	有・無
		/	有・無										寡婦・ひとり親	有・無	人	有・無
		/	有・無										寡婦・ひとり親	有・無	人	有・無
		控除額	1人あたり(万円)	38	63	58	48	27	40	75	27(寡婦) 35(ひとり親)	27		人	有・無	

- ・裏面の下部に【源泉徴収税額表】 【年末調整がよくわかるページ】のリンクが追加されていますがプログラムでは印刷に対応していません。

**【源泉徴収税額表】**

月々(日々)の給与や賞与などから源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の税額は、「令和5年分源泉徴収税額表」を使用して求めることができます。  
なお、「令和5年分源泉徴収税額表」の税額については、令和4年から変更はありません。

令和5年分 源泉徴収税額表

**【年末調整がよくわかるページ】**

国税庁ホームページに、「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整に関する様々な情報を提供しています。  
このページの「源泉徴収義務者(給与の支払者)の方へ」には、年末調整の手順や源泉徴収票の作成等について解説した動画、パンフレット及び扶養控除等申告書等の各種様式を掲載しています。  
また、年末調整の計算において使用する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」及び「年末調整のための算出所得税額の速算表」も掲載しています。  
さらに、このページの「給与所得者(従業員)の方へ」には、扶養控除等申告書の記載例など従業員の方が各種申告書を記載する際に役立つ情報を掲載しています。

年末調整がよくわかる

※ 令和5年分の各種情報については、令和5年10月頃に掲載いたします。

### ③年末調整関係書類の記載事項の簡素化 令和6年分以降の年末調整で適用される制度です。

- ・給与所得者の扶養控除等申告書(令和7年1月1日以後に支払開始分～)  
記載すべき事項に前年の申告内容と異動がない場合は、異動がない旨の記載で代替可能となります。(「従たる給与についての扶養控除等申告書」についても同様)
- ・給与所得者の保険料控除申告書(令和6年10月1日以後提出分～)

## II. 令和4年税制改正

### 1) 控除証明書の電子化

#### ①電子データまたは電磁的記録印刷画面での提供が可能な証明書に、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除の控除証明書が追加されました。

- 現在使用できる電子データの証明書一覧
  - ・小規模企業共済等掛金控除証明書
  - ・国民年金保険料等控除証明書
  - ・生命保険料控除証明書
  - ・地震保険料控除証明書
  - ・寄附金の受領書
  - ・寄附金控除に関する証明書(特定事業者発行用)
  - ・特定口座年間取引報告書
  - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

## 2) 住宅借入金等特別控除の見直し

### ①住宅借入金等特別控除

- ・新規区分（ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅）が追加されました。
- ・適用期限が4年延長されました。（令和7年12月31日まで）
- ・借入限度額や控除率が引き下げられました。

控除率：0.7% 控除期間：緑は13年、赤は10年			居住年				
			R3以前	R4	R5	R6	R7
借入 限度 額	新築等	認定住宅	5,000万円	5,000万円	4,500万円		
		ZEH 水準省エネ住宅	—	4,500万円	3,500万円		
		省エネ基準適合住宅	—	4,000万円	3,000万円		
		その他の住宅	4,000万円	3,000万円	2,000万円		
	中古等	認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅	—	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円	2,000万円			

- ・控除期間 新築：原則13年（入居年がR6、R7の場合は10年）、既存・増改築等：10年
- ・控除率 0.7%（ただし新築R3.9.30まで、中古R3.11.30までに契約締結済の場合は居住年がR4でも控除率1%適用）
- ・所得要件 2,000万円以下
- ・緩和要件 原則50㎡以上で控除を適用可能だが、R5.12.31以前に建築確認を受けた場合、合計所得1,000万円以下なら40㎡以上に緩和
- ・省エネ基準不適合の新築等住宅の除外 R6.1.1以後は、一定の省エネ基準を満たさない場合は住宅借入金等特別控除の対象外とされました。
- ・既存住宅の要件 築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合する家屋であることに変更されました。（S57.1.1以降の家屋は新耐震基準に適合とみなす）

### ②東日本大震災の被害者等に係る住宅借入金等特別控除

- ・適用期限が4年延長されました。（令和7年12月31日まで）
- ・借入限度額、控除率、控除期間は以下の通りです。

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4・5年	5,000万円	0.9%	13年
令和6・7年	4,500万円		

※住宅関連改正分の源泉徴収票への記載方法については、前述の令和5年分税制改正の1)の②を参照ください。

## Ⅲ. 令和2年税制改正

### 1) 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用

#### ①扶養対象から、30歳以上70歳未満の非居住者で次のいずれにも該当しない者が除外されました。

- 1.留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- 2.障害者
- 3.扶養控除の適用を受けようとする居住者（本人）から、その年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

※非居住扶養親族関連改正分の源泉徴収票への記載方法については、前述の令和5年分税制改正の1)を参照ください。

## IV. 住宅借入金等特別控除一覧表

契約区分	区分	居住開始日	特例区分	控除率	控除限度額	控除年数	所得金額要件
※R4.1.1より前の居住開始日の場合は、新築等でも中古でも計算に違いはありません。	住	H26.1.1 ~ H26.3.31	—	1.0%	20万円	10年	3,000万円
	認		—	1.0	30		
	震		—	1.2	36		
	住	H26.4.1 ~ R1.9.30	特	1.0	40	10	3,000万円
	認		—	1.0	20		
	震		特	1.0	50		
	住		—	1.0	30		
	認		—	1.2	60		
	住	R1.10.1 ~ R3.12.31	特特	1.0	40	10	3,000万円
	認		特		40		
	震		—		20		
	住		特特	50			
	認		特	50			
	震		—	30			
住	R3.1.1 ~ R4.12.31	特特	1.0	40	13	3,000万円 (特特特は 1,000万円)	
認		特特特		50			
震		—		60			
				1~10年目は 1.0 11~13年目は 1.0又は1.0と 住宅取得費-消費 税*2%/3の 少ない額			
新築等	住	R4.1.1~ R4.12.31	—	0.7	21	13	2,000万円
	認		特家				1,000万円
	認		—	0.7	35		2,000万円
	(ZEH)		特家				1,000万円
	認		—	0.7	31.5		2,000万円
	(省エネ)		特家				1,000万円
	震		—	0.7	28		2,000万円
	震		特家				1,000万円
中古	住	R4.1.1~ R4.12.31	—	0.7	14	10	2,000万円
	認		—				21
	認		—	0.7	21		2,000万円
	(ZEH)		—				21
	認		—	0.7	21		2,000万円
	(省エネ)		—				21
震	—	0.9	27	2,000万円			
震	特家			1,000万円			
	増			※計算しません。			3,000万円